

那覇市議会基本条例及び那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

(那覇市議会基本条例の一部改正)

第1条 那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員会) 第19条 [略] 2～3 [略] 4 <u>議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を設置する。</u> (1) <u>総務常任委員会</u> (2) <u>建設常任委員会</u> (3) <u>教育福祉常任委員会</u> (4) <u>厚生経済常任委員会</u> (5) <u>予算決算常任委員会</u> 5 <u>特別委員会は、必要に応じて議会の議決により設置する。</u> 6 <u>前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。</u>	(委員会) 第19条 [略] 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市議会委員会条例の一部改正)

第2条 那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1条(趣旨) 第2条(常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属) 第3条(常任委員の任期) 第4条(議会運営委員会の定数及び任期) 第5条(常任委員及び議会運営委員の任期の起算) 第6条(特別委員会の定数及び任期) 第7条～第13条 [略]	目次 第1条(常任委員会の設置) 第2条(常任委員会の名称、委員定数、その所管事項及び所属) 第3条(常任委員会の委員の任期) 第4条(議会運営委員会の設置、委員定数及び任期) 第5条(常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期の起算) 第6条(特別委員会の設置、委員定数及び任期) 第7条～第13条 [略]

第14条(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第15条～第31条 [略]

付則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条及び那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号。以下「基本条例」という。)第19条第6項の規定に基づき、議会の委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属)

第2条 常任委員会の委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。

名称	定数	所管事項
[略]		
建設常任委員	[略]	
会		
[略]		

2～3 [略]

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 [略]

(議会運営委員会の定数及び任期)

第4条 [略]

2 [略]

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(特別委員会の定数及び任期)

第14条(議会運営委員会及び特別委員会の委員の辞任)

第15条～第31条 [略]

付則

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数、その所管事項及び所属)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。

名称	定数	所管事項
[略]		
都市建設環境 常任委員会	[略]	
[略]		

2～3 [略]

(常任委員会の委員の任期)

第3条 常任委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 [略]

(議会運営委員会の設置、委員定数及び任期)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 [略]

3 [略]

(常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期の起算)

第5条 常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期は、選任の日から起算する。

(特別委員会の設置、委員定数及び任期)

第6条 特別委員会は、必要に応じて議会の

第6条 <u>特別委員</u>の定数は、議会の議決で定める。 2 <u>特別委員</u>は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。 (資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置) 第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、<u>基本条例第19条第5項</u>の規定にかかわらず、特別委員会として資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。 2 <u>資格審査特別委員及び懲罰特別委員</u>の定数は、<u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、10人とする。 (委員の選任) 第8条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員</u>(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。 2 [略] 3 議長は、<u>常任委員</u>の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。 4 前項の規定により所属を変更した<u>常任委員</u>の任期は、第3条<u>(常任委員の任期)</u>第2項の例による。 (議会運営委員及び特別委員の辞任) 第14条 <u>議会運営委員及び特別委員</u>が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 (定足数) 第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条<u>(委員長及び委員の除斥)</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。	<u>議決で置く。</u> 2 <u>特別委員会の委員</u>の定数は、議会の議決で定める。 3 <u>特別委員会の委員</u>は、<u>当該特別委員会</u>に付議された事件が議会において審議されている間在任する。 (資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置) 第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、<u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、特別委員会として資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。 2 <u>資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員</u>の定数は、<u>前条第2項</u>の規定にかかわらず、10人とする。 (委員の選任) 第8条 <u>委員</u>の選任は、議長の指名による。 2 [略] 3 議長は、<u>常任委員会(予算決算常任委員会を除く。)</u>の委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。 4 前項の規定により所属を変更した<u>委員</u>の任期は、第3条第2項の例による。 (議会運営委員会及び特別委員会の委員の辞任) 第14条 <u>議会運営委員会及び特別委員会の委員</u>が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 (定足数) 第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。
---	---

(参考人) 第29条 [略] 2 [略] 3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。	(参考人) 第29条 [略] 2 [略] 3 参考人については、第26条、第27条及び第28条の規定を準用する。
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、令和元年8月19日から施行する。